

【労働委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願2種類20件は、いずれも採択した。

〔法律案等の審査〕

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、新たな雇用機会の創出を図るため、ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等が行う人材の育成・確保、魅力ある職場づくりを支援するものである。

その主な内容は、施策の対象として、現行の「事業協同組合等の構成員である中小企業」のほかに「個別の中小企業」を追加すること、高度の技能・知識を有する人材の受け入れ・育成等を行う中小企業に対する助成等を拡充すること、これから労働者を雇用しようとする中小企業等も助成の対象とし創業等の支援をすることなどである。

委員会においては、中小企業の経営環境と人材確保対策の重要性、法改正の理由と雇用機会創出への効果、新たな助成制度の内容とその周知徹底の方法、新制度実施に伴うリストラ助長の懸念、中小企業に対する能力開発施策の充実等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

11月7日、労働問題に関する調査として質疑を行った。

産業構造の変化に伴う雇用対策、産業空洞化の原因と対策、中小企業に対する雇用促進策と労働時間短縮の推進、新卒者及び中高年齢者の雇用対策、男女雇用機会均等及び女子保護規定の見直し等女性労働者対策、女子大生の学部選択の在り方と職業能力開発の重要性、育児休業給付及び高年齢雇用継続給付の支給事務の円滑化、パートタイム労働対策、労働者派遣事業の適正化と適用対象業務の範囲、審議会の運営の在り方、青木労働大臣の学歴問題、熟練技能者の尊重と養成の重要性、外国人の技能実習制度の活用状況、身体障害者雇用納付金制度の拡充、労災ケアプラザの整備などの問題が取り上げられた。

そのほか、前国会閉会中の9月18、19の両日に実施された委員派遣の報告が10月5日に行われた。派遣では、雇用失業情勢と雇用対策等に関する調査のため岡山県及び兵庫県に赴き、県庁、公共職業安定所、自動車製造業関連事業所等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日（木）（第1回）

- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年10月19日（木）（第2回）

- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について青木労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月20日（金）（第3回）

- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について青木労働大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ、新緑
反対会派 なし

○平成7年11月7日（火）（第4回）

- 新卒者及び中高年齢者の雇用対策に関する件、中小企業の雇用対策に関する件、女性労働者対策に関する件、雇用継続給付の支給事務に関する件、産業構造の変化に伴う雇用対策に関する件、労働者派遣事業に関する件、審議会の運営の在り方に関する件、女子学生の職業能力開発に関する件等について青木労働大臣、政府委員、文部省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第111号外19件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.20 可 決	7.10.25 可 決	7.10.11	7.10.19 可 決	7.10.19 可 決

(4) 成立議案の要旨

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、新たな雇用機会の創出を図るため、ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等の行う人材の育成・確保、魅力ある職場づくりのための雇用管理の改善の活動を支援するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法の対象範囲を拡大し、個別中小企業者についても、高度の技能・知識を有する人材を確保するための雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることを可能とする。
- 2 雇用管理の改善を促進するため、高度な人材の受入れ、育成等を行い認定計画を達成したものに対して雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行う。
これらの助成及び援助を行う場合、創業及び事業拡大を支援するため、これから労働者を雇用しようとする事業主、内定中の者についても対象とともに、これらの助成及び援助を雇用促進事業団において実施する。
- 3 雇用促進事業団による資金の貸付け並びに中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業投資育成株式会社法の特例措置の対象範囲を拡大する。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。